

入札説明書

「公立大学法人沖縄県立芸術大学に係る土地及び建物の不動産鑑定業務」に係る一般競争入札については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名：公立大学法人沖縄県立芸術大学に係る土地及び建物の不動産鑑定業務
- (2) 業務場所：沖縄県立芸術大学
- (3) 業務概要：沖縄県立芸術大学にある27筆（59,399.79m²）の土地及び3棟（1,754.26m²）の建物の不動産鑑定
- (4) 履行期間：契約締結の日から**令和8年2月27日（金）**まで
- (5) 入札方式：一般競争入札（紙のみ）とする

2 参加者に要求される資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団排除対策における排除対象者（以下①～⑤）に該当しないこと。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定により沖縄

県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録された不動産鑑定業者であること。

- (5) 令和2年4月1日以降に契約履行が完了した国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体発注の土地及び建物における不動産鑑定業務の実績を有すること。
- (6) その他
本業務の契約書（案）及び鑑定仕様書は別添のとおりである。

3 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号行政棟8階
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課文化振興班
電話番号：098-866-2768 FAX 番号：098-866-2122

4 入札説明書及び鑑定仕様書の交付方法等

- (1) 交付期間：令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）までの間、平日9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く）。
- (2) 交付方法：上記「3 担当部局」及び沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課ホームページにて交付する。

5 入札参加資格審査申請書等の提出方法等

- (1) 入札参加資格の確認申請等
ア 提出期間：令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）までの間、平日9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く）。
イ 受付場所：上記「3 担当部局」
ウ 提出方法：持参による。
エ 提出資料：参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（第1号様式）、企業の概要及び同種・同規模契約の実績（第2号様式）を提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認等
ア 入札参加資格の確認結果について、各申請者に「入札参加資格確認通知書」により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
イ 入札参加資格がないと判断された者は、書面を持参し、その理由の説明を求めることができる。
① 提出期限：令和8年1月15日（木）17時00分まで
② 受付場所：上記「3 担当部局」

- ③ 提出方法：持参による。
- ④ 提出資料：自由様式

(3) 入札日時等

- ア 入札日時：**令和8年1月16日（金）午後2時00分**
- イ 入札場所：沖縄県庁2階 文化観光スポーツ部会議室
- ウ その他：入札参加資格の提出後、都合により入札を辞退する場合、入札締切日時の前までに入札辞退届（第6号様式）を提出すること。

(4) 落札者の決定方法

- ア 予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は2回（1回目の入札を含む。）までとする。
- エ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- オ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

6 入札説明書等の内容についての質問の受付及び回答

入札を希望する者は、書面により質問することができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

- (1) 問い合わせ先：上記「3 担当部局」
- (2) 提出期間：令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）までの間、平日9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分までを除く）。
- (3) 提出場所：上記「3 担当部局」
- (4) 提出方法：質問票（様式）を持参又はFAXにより提出すること。FAXにより提出する場合は、受信確認を電話で行うこと。なお、郵送によるものは受け付けない。
- (5) 回答方法
 - ア 期間：令和8年1月15日（木）までに回答する。
 - イ 場所：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課ホームページに掲示する。

7 入札参加資格審査申請書の作成及び記載上の留意事項

(1) 入札参加資格審査申請書の作成要領

入札参加資格審査申請書の様式は、第1号様式及び第2号様式に示すとおりとする。

(2) 入札参加資格審査申請書（第1号様式）の作成及び記載上の留意事項

ア 企業の概要及び同種・同規模契約の実績（第2号様式）

各企業の概要及び実績について、下記項目を記載する。

① 名称

名称を記載する。

② 所在地

所在地（地名地番ビル名称まで）を記載する。

③ 登録番号及び登録年月日

沖縄県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録された不動産鑑定業者の登録番号及び登録年月日を記載する。

④ 令和2年4月1日以降に契約履行が完了した業務実績

「令和2年4月1日以降に契約履行が完了した業務実績」とは、上記2-(5)による。

8 契約書作成について

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

9 業務委託料の支払条件

業務完了検査後、受注者からの請求に応じて支払う。

10 その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

ア 入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

① 入札保証金納付書発行依頼書提出期限：令和8年1月7日（水）17時00分まで

② 領収書提出期限：令和8年1月15日（木）15時00分まで

③ 提出方法：入札保証金納付書発行依頼書により払込通知書を発行するので、
金融機関にて納付後、領収書を提出期限までに提出すること。

④ 提出先：上記「3 担当部局」

イ ただし、沖縄県財務規則第100条第2項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

なお、同規則第100条第2項(3)の免除要件確認のため、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、かつ、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約実績がある場合は、地方公共団体等契約状況を提出すること。

① 提出期限：令和8年1月7日（水）17時00分まで

※入札参加資格の確認申請等の提出期限と同じ日時の期限

② 提出先：上記「3 担当部局」

③ 提出方法：持参による。

④ 提出様式：地方公共団体等契約状況

(3) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(4) 入札参加資格審査申請書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした場合には、入札参加を無効とする。

また、提出された入札参加資格審査申請書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その入札参加資格審査申請書を無効とする。

- ・入札参加資格審査申請書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・入札参加資格審査申請書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の入札参加資格審査申請書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・その他、未提出又は不備がある場合